

～建築物開口部不燃化等改修事業補助金の申請の主な流れ～

申請者

① 補助金交付申請のスケジュール

- 申請は、工事の契約の前（30日前）までに「補助金交付申請書」を提出できるように、ご準備ください。
- 横浜市からの補助金交付決定通知より前に契約をしたものは、補助の対象とはなりません。
- 2人以上の業者から見積もりを取ってください。なお、工事費用が税込み100万円以上の場合には市内事業者の見積もりとする必要があります。
- 補助金交付決定及び補助金交付変更決定を受けた年度の2月末日までに「完了実績報告書」を提出できるよう、スケジュールを立ててください。
- 補助は予算内で実施するため、申請受付を締め切る場合があります。
- 請負業者等が補助金の請求及び受領を代理で行うこともできます。この場合、申請者は請負業者等に改修等費用と補助金の差額のみを支払うことになります。代理での受領を利用するには、代理受領事前届出書を完了実績報告時までに提出する必要があります。なお、請負業者等への補助金の振り込みは、補助金交付請求書の提出後、概ね30日かかりますので、請負業者等と十分に調整してください。

申請者

② 補助金交付申請の提出

- 防災まちづくり推進課窓口へ持参、もしくは郵送でご提出ください（代理人による提出も可）。
※郵送の場合、遅延・不着等の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

横浜市

③ 受理・審査・交付決定（関係部署への照会）

- 受付順に内容の審査を行います。不明な点は、電話等でご連絡する場合があります。また、審査の結果、要件を満たしていない場合は一部又は全部が補助対象とならない場合もありますので、ご注意ください。

横浜市

④ 補助金交付決定通知書の交付

- 申請受付後、概ね30日程度で交付します。

申請者

⑤ 工事契約

- 横浜市から補助金交付決定通知書が交付される前に契約を行ったものは、補助の対象とはなりません。
- 横浜市から補助金交付決定通知書が交付される前に工事に関する金銭の支払い（契約金や前金など）があった場合は、補助の対象とはなりません。

申請者

⑥ 申請内容に変更があった場合、補助金交付変更申請書の提出

横浜市

⑦ 補助金交付変更決定通知書の交付



⑧ 工事の実施・工事代金の支払い

- ・請負業者等が補助金の請求及び受領を代理で行う場合は、請負業者へ補助金額を引いた費用を支払い、代理受領の委任状を渡してください。



⑨ 完了実績報告書の提出

- ・補助金交付決定及び補助金交付変更決定を受けた年度の2月末日までに提出してください。
- ・防災まちづくり推進課窓口へ持参、もしくは郵送でご提出ください（代理人による提出も可）。
※郵送の場合、遅延・不着等の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・請負業者等が補助金の請求及び受領を代理で行う場合は、この時までに代理受領事前届出書を添付してください。



⑩ 受理・審査・補助金額確定

- ・受付順に内容の審査を行います。不明な点は、電話等でご連絡する場合があります。また、審査の結果、要件を満たしていない場合は一部又は全部が補助対象とならないこともありますので、ご注意ください。



⑪ 補助金額確定通知書の交付

- ・申請受付後、概ね2～3週間程度で交付します。



⑫ 補助金交付請求書の提出

(請負業者等)

- ・補助金額確定通知書の受領から速やかにご提出ください。
- ・請負業者等が補助金の請求及び受領を代理で行う場合は、請負業者等が代理受領の委任状を添付して、補助金交付請求書を提出してください。



⑬ 受理・審査・補助金の振込

- ・補助金交付請求書の修正はできません。修正がある場合は、再度ご提出ください。



⑭ 補助金の振込確認

(請負業者等)

- ・振込完了のご連絡は行っておりませんので、ご自身で通帳記帳のうえご確認ください。
(通帳には「カワヅ 様」と印字されます。)
- ・振り込みには、補助金交付請求書の提出後、概ね30日かかります。
- ・請負業者等が補助金の受領を代理で行う場合は、請負業者等の口座に振り込まれます。